

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成30年 2月13日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

- 1 監査実施期間 平成29年11月7日～平成30年1月17日
- 2 監査対象機関 公所30か所
- 3 監査の結果

監査は、テクノアカデミー会津ほか13機関については平成28会計年度の財務に関する事務、会津児童相談所ほか15機関については平成28会計年度及び平成29会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成30年1月17日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成29年11月14日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー会津	平成29年11月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年10月5日

テクノアカデミー浜	平成29年11月14日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年9月26日
-----------	-------------	-------	-------	------	------------

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
- ・ 物品購入に当たり物品購入調書を作成せずに購入し、さらに、請求関係書類が経理担当者に引き継がれず、約4か月後に業者から催促されるまで支払手続をしなかった。(テクノアカデミー浜)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
- (3) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
喜多方建設事務所	平成29年11月7日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年9月21日 平成29年9月22日
相馬港湾建設事務所	平成29年11月14日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年9月26日 平成29年9月27日
小名浜港湾建設事務所	平成29年11月8日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年10月3日 平成29年10月4日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項
- ・ スノーボール設置業務ほか7件の業務委託において、前金払の割合を10分の4以内とすべきところ10分の5以内として委託契約を結んでいる。(喜多方建設事務所)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
- (4) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
いわき教育事務所	平成29年11月17日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年10月12日
教育センター	平成29年11月15日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年10月5日
博物館	平成29年11月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年10月6日
郡山北工業高等学校	平成29年11月15日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年10月6日
須賀川高等学校	平成29年11月28日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年10月27日
須賀川桐陽高等学校	平成29年11月30日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年11月1日
光南高等学校	平成30年1月11日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月7日
白河旭高等学校	平成30年1月11日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月7日
修明高等学校	平成29年11月28日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年10月11日
田村高等学校	平成29年11月30日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年11月2日

葵高等学校	平成30年1月17日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成29年11月15日
会津工業高等学校	平成29年11月7日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成29年9月21日
猪苗代高等学校	平成30年1月10日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成29年11月8日
坂下高等学校	平成30年1月10日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成29年11月9日
磐城高等学校	平成29年11月29日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年10月27日
平工業高等学校	平成29年11月17日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年10月11日
いわき光洋高等学校	平成30年1月9日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月2日
いわき海星高等学校	平成29年11月8日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年9月27日
好間高等学校	平成29年11月29日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月1日
遠野高等学校	平成30年1月9日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月10日
相馬高等学校	平成30年1月17日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月14日
新地高等学校	平成30年1月17日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成29年11月15日
西郷支援学校	平成30年1月12日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成29年11月9日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。

「事実」

高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、平成28年度入学の生徒1名については当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、本来、徴収不要であった授業料を、平成28年4月から平成29年6月までの15か月分計148,500円を誤って徴収した。

なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料を全額返還した。

「是正・改善等の意見」

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。
(相馬高等学校)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅行終了後3か月以上経過して支払われている旅費が188件ある。

(須賀川桐陽高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日

白河警察署	平成30年1月12日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成29年11月8日
-------	------------	-------	-------	------	------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
(監査総務課)

監査公表第2号

平成29年9月19日監査公表第18号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年2月13日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎
 29財第1772号
 平成29年10月30日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成29年9月5日付け29福監第137号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県中地方振興局
- 監査対象年度 平成28年度
- 監査実施年月日 平成29年8月23日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 入札事務における落札者の決定について、著しく適正を欠いているものがあり、 けん制体制が機能していない。</p> <p>「事実」 管内公所発注工事に係る条件付一般競争入札において、落札候補者となった者の入札参加資格を十分に確認せず、入札参加資格を有しない者を落札者と決定していた。</p> <p>また、同様に当該人を相手方とする誤った落札者の決定が、平成24年度に1件、平成25年度に3件、平成27年度に2件あったことも発覚し、長期にわたって組織内の審査体制も機能していなかった。</p> <p>「是正・改善等の意見」 入札事務における落札者の決定に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今回の入札事故は、落札候補者となった者の入札参加資格について、組織的なチェックがなされていなかったことが原因です。</p> <p>事故発覚後、速やかに当該事業者及び過去7件の応札者に対して、事実を説明し謝罪しました。</p> <p>今回の入札事故を受け、落札候補者の入札参加資格を確認する方法を、入札監理課のチェックリストを活用して、入札公告からチェックリストへ転記した入札参加資格と、建設業管理システムの資格が確認できる画面のハードコピーとを突合することで、落札候補者決定過程において入札参加資格を複数職員でチェックするよう体制を強化しました。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、適正な入札の執行に努めてまいります。</p>

- 2 監査対象機関 県北保健福祉事務所
- 監査対象年度 平成28年度
- 監査実施年月日 平成29年7月27日

指 摘 事 項	措 置 状 況

<p>「指摘事項」 児童福祉施設等入所費負担金に係る認定事務について、著しく適正を欠いているものがあり、牽制体制が機能していない。</p> <p>「事実」 児童福祉施設等入所費負担金について、算定基礎となる世帯の所得認定を平成25年度、平成26年度及び平成28年度に誤ったまま決定し、結果、4実世帯で434,900円の調定誤りが発生している。（過大調定：2実世帯76,100円、過小調定：2実世帯358,800円）</p> <p>「是正・改善等の意見」 児童福祉施設等入所費負担金の認定事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の入所費負担金の認定誤りについては、組織的なチェックがなされていないものがあつたことが原因となつていいます。</p> <p>御指摘の事項については、平成29年6月に負担金の変更決定を行い、4件のうち1件は還付手続をし、3件（全額未納者を含む。）は納入通知書を発行しました。</p> <p>なお、新たに、入所費負担金の認定に当たって留意すべき事項をまとめたチェックリスト表を作成し、世帯の所得認定を複数の職員でチェックするよう体制強化するなど、再発防止に努めております。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、適正な認定事務に努めてまいります。</p>
--	---

- 3 監査対象機関 相双保健福祉事務所
 監査対象年度 平成28年度
 監査実施年月日 平成29年7月19日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 児童福祉施設等入所費負担金について、制度の取扱いによることなく、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っており、事務事業執行体制に適切を欠いている。</p> <p>「事実」 児童福祉施設等入所費負担金について、平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置が講じられたが、算出方法を定めた平成23年7月の各保健福祉事務所長宛て通知文書の取扱いによることなく、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っていた。</p> <p>その結果、平成24年度から平成28年度までの5年間で、17実世帯に対して負担金の調定額誤りが生じ、そのうち1世帯については世帯所得の認定上の誤りも判明したことから、3,398,659円が過大な調定となっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 児童福祉施設等入所者負担金の認定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織内で情報共有を図るなどチェック体制を強化すること。</p>	<p>今般の入所費負担金の認定誤りについては、本庁から発出された「平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置」に係る通知が所内で共有されず、従来 of 算出方法を踏襲してしまったことが原因となっています。</p> <p>御指摘の事項については、本年5月に認定方法に誤りがあることを発見後、本通知の適用を受ける平成24年7月以降分の認定案件について再確認を行い、本年6月30日には、認定に誤りが認められた17世帯分の調定額を是正処理しました。</p> <p>また、過誤徴収となつていた11世帯については、訪問による事情説明と謝罪を行った上で、順次還付処理を行い、本年8月31日までに全ての対象世帯に対する還付処理（過誤徴収金額2,273,399円）を終了しました。</p> <p>本件を踏まえて、以下のとおり再発防止に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務手順に関する文書通知等があつた場合には、担当者による勉強会を開催するなど、内容の確実な理解と共有を図る。 (2) 特に、制度改正に関するものなど重要な通知については、適切に保存することを徹底する。 (3) 負担金等の認定に当たっては、新たにチェックリストを作成するとともに、複数の職員による確認を徹底し、チェック体制の強化を図る。 (4) 新任職員等に対しては、所内で習熟

度が高い職員による知識習得研修を実施するなど、全職員の職務能力の向上に努める。

(監査総務課)

監査公表第3号

平成29年9月19日監査公表第18号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年2月13日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 29教財第747号
 平成29年10月31日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成29年9月5日付け29福監第137号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 白河実業高等学校
- 監査対象年度 平成28年度
- 監査実施年月日 平成29年8月25日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 授業料の調定事務において、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年7月に1件613,800円及び同年10月に1件59,400円の収入調定が欠落している。 2 平成28年12月に収入調定すべき1件554,400円について、誤って同年11月にも収入調定したため、二重調定となっている。 3 平成28年7月分授業料より高等学校等就学支援金対象者となった生徒2名の口座引落停止手続を失念し、同年10月に19,800円、同年11月に39,600円を誤って収入し、その収入について調定を行っていないにもかかわらず、誤って同年11月及び同年12月にそれぞれ29,700円を減額調定している。 4 上記調定欠落及び調定額誤りについて、それぞれ増額調定又は減額調定すべきところ、平成29年3月に一括してその差額である178,200円を収入調定している。 	<p>授業料の収入調定について、財務規則等関係規程を十分に理解して、適正な調定事務処理を行うとともに、授業料徴収者名簿、就学支援金受給者名簿等の関係書類との突合を複数の職員で行うことにより、組織内のチェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、誤って収入した10月分19,800円及び11月分39,600円については、平成28年12月6日及び平成28年12月12日に戻出処理を行っております。</p>

「是正・改善等の意見」
 授業料の調定事務に当たっては、関係規程に基づき、適正な事務処理に努めること。

(監査総務課)

監査公表第4号

平成29年9月19日監査公表第19号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年2月13日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 29財第1773号
 平成29年10月30日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

公営企業に係る定期監査の措置状況について（通知）

平成29年9月5日付け29福監第138号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 福島県企業局
 監査対象年度 平成28年度
 監査実施年月日 平成29年7月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 前回の監査において指導事項とした収入調定の時期遅延について、今回も同様の事案が発生し、改善されておらず、内部牽制が不十分である。</p> <p>「事実」 平成28年度実施の定期監査において、調定の時期遅延の指導を受け、今後同様の事例がないように情報を共有するとともに進行管理を徹底し、内部チェック機能を充実させる旨の処理結果を報告したにもかかわらず、平成28年度の株式会社甲の年間土地使用料3件計26,710円について平成28年4月1日に調定すべきところ、平成29年1月11日に調定しており、内部チェックが機能していない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 行政財産の収入調定事務について、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を早急に確立し、関係規程に基づいた適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>今回の収入調定の時期遅延については、平成27年度以前に5年間の使用を許可したものであり、年度当初に処理すべき収入調定事務の引継ぎが正しく行われていなかったこと、また、前回の監査での指導を受けて、平成28年9月から作成している「使用許可状況一覧表」では、随時の使用許可のみ整理していたことから生じたものです。</p> <p>平成29年度からは、「使用許可状況一覧表」には複数年の使用を許可しているものも記載することとし、また、定例的な収入について、件名、債務者名、事務処理基準日、未収計上日、収入期限日、主任主査確認印欄等の項目を設けた新たなチェックリストを作成し、定期的に複数の職員により調定・収入状況を確認することにより、内部チェックの更なる徹底を図ることとしました。</p>
<p>「指摘事項」 支出時期が著しく遅延したことにより、</p>	<p>源泉所得税の納付遅延については、報</p>

延滞税が発生するなど県に損害を生じさせたものがある。

「事実」

源泉所得税の納付が6か月以上、回線使用料及び物品購入代金等の支払いが1か月以上遅延したことにより、延滞税1,100円、遅延利息2,118円が発生した。

「是正・改善等の意見」

支出に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うこと。

酬等支出及び所得税支出の事務分担は異なっており、両者間の情報共有が適切に行われなかったため生じたものです。

また、回線使用料等の支払遅延については、各担当者の事務の進捗管理を含めた課内チェック体制の不備により生じたものです。

平成29年度からは、源泉所得税については、「源泉所得税に関する事務処理」により、情報共有及び役割分担を明確化するとともに、「その他流動負債」についての総勘定元帳の補助簿を作成し、定期的にその残高を確認することにより、再発防止を図ることとしました。

定例的な支出については、事務処理基準日及び主任主査確認印欄を追加したチェックリストを作成し、定期的に執行状況を確認するとともに、随時の支出については、請求書の保管場所を定め、担当者以外でも未処理の請求書を確認し、処理を促すことにより、再発防止を図ることとしました。

(監査総務課)

監査公表第5号

平成29年11月14日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成30年2月13日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

29財第2177号

平成29年12月25日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成29年10月30日付け29福監第189号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 いわき地方振興局
- 監査対象年度 平成28年度
- 監査実施年月日 平成29年8月29日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 県税窓口での現金取扱いにおいて、著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 県税窓口での現金取扱いにおいて、平成28年5月16日に45,400円超過の過誤収	今回の過誤収納金は、「県税部窓口収納及び徴収金払込み取扱いマニュアル（いわき地方振興局県税部作成）」の遵守が徹底されていなかったことなどにより発生したものです。

<p>納金が発生している。さらに、一連番号を付している納付（納入・払込）書及び領収済通知書の一部に確認できないものがある。</p> <p>「是正・改善等の意見」 窓口における現金の取扱いに当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今回の事案を受け、現金と納付書等の確認作業の回数を増やしたほか、窓口対応の職員を増員し、複数職員による段階的なチェック体制を強化するとともに、新たに、納税者を確実に確認できるように納付（納入・払込）書及び領収済通知書の番号等を記録する一覧表を作成しました。</p> <p>今後は、これらの対応を盛り込んだ当該マニュアルの遵守を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
--	---

- 2 監査対象機関 健康衛生総室
 監査対象年度 平成28年度
 監査実施年月日 平成29年10月10日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 肝炎治療特別促進事業に係る医療費自己負担限度額の認定事務について、制度の取扱いによることなく、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っており、事務事業執行体制に適切を欠いている。</p> <p>「事実」 肝炎治療特別促進事業に係る医療費自己負担限度額の階層区分を認定するに当たり、平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置を講ずべきところ、具体的な事務処理方法を示すマニュアルを改正せず、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っていた。</p> <p>その結果、平成25年5月から平成29年5月までの間、計27件（実人数20名）を誤認定し、そのうち17名が本来、助成の対象であった医療費を合計で834,330円（延べ82月分）過大に負担していた。</p> <p>「是正・改善等の意見」 肝炎治療特別促進事業に係る医療費自己負担限度額の認定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の認定誤りについては、平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置への対応が内部で共有されず、マニュアル改正等の措置を怠ってしまったことが原因となっています。</p> <p>対象となった方には、電話連絡及び文書により速やかに事情説明及び謝罪を行い、過大負担分については、全員に対して平成29年7月18日から平成29年8月18日にかけて追加助成を行いました。</p> <p>また、再発防止策として、平成29年6月6日に事務処理マニュアルに正しい手順を正確に記載するとともに、確認漏れを防ぐため申請書の様式を変更しました。さらに、平成29年6月23日に事務担当者会議を開催し、適切な認定方法の周知徹底を図りました。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底し、チェック体制の強化を図り、関係規程に基づく適正な業務執行に努めてまいります。</p>

- 3 監査対象機関 産業振興総室
 監査対象年度 平成28年度
 監査実施年月日 平成29年10月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 ハイテクプラザの機器使用料及び手数料の料金設定において、条例と施行規則の内容に整合性を欠き、料金収入に適正を欠くものがある。</p> <p>「事実」 平成28年4月1日から新たに設定したハイテクプラザの機器利用者等から徴収する使用料及び手数料について、福島県</p>	<p>今般の事案は、新たな機器の導入等に伴う使用料等の料金を規則で規定する際に、当該機器の料金が条例で定める上限額の範囲内であるかについての確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、平成29年1月20日に施行規則の料金を引き下げる改正を実施し、条例の内容と整合させた上で、該</p>

<p>ハイテクプラザ条例に定める上限額を超えた料金を施行規則で設定したため、結果的に条例に定める上限額を超えて徴収した210,910円を還付している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 使用料及び手数料の設定に当たっては、関係規程の整合性を取りつつ、適正に行うこと。</p>	<p>当する17企業に謝罪を行うとともに、平成29年2月13日までに210,910円を還付しました。</p> <p>また、条例上限額と規則単価の照合リスト及びチェックリストを作成し、複数職員で確認をする組織的なチェック体制を整え、再発防止に取り組んでいます。</p> <p>今後、使用料及び手数料の設定に当たっては、関係規程の整合性を取りつつ、適正に行ってまいります。</p>
--	--

- 4 監査対象機関 富岡土木事務所
 監査対象年度 平成28年度
 監査実施年月日 平成29年9月4日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 公用車の修繕料の支払事務に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 公用車6台の車検点検に当たって執行伺書又は修繕調書を作成せず発注し、受注者から請求があったにもかかわらず、合計438,116円の支払手続を行っていなかった。</p> <p>「是正・改善等の意見」 公用車の車検点検事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、組織内で情報共有を図りチェック体制を強化すること。</p>	<p>今般の事案は、支払事務における組織的な確認体制が不十分であったことが原因です。</p> <p>今般の事案を受け、業者に謝罪するとともに、速やかに支払処理を実施しました。</p> <p>また、同様の不適切な処理を防止するため、発注状況、請求状況等の共有一覧表を作成するとともに、請求書等関係書類の保管場所を一か所に集中し、課員全員で確認できるよう体制を強化しました。</p> <p>今後、公用車の車検点検事務に当たっては、関係規程に基づく適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)